

2011年4月13日

経済同友会並びに長谷川次期代表幹事に対する公開質問状

経済界のトップとして

企業の社会的責任(CSR)についてどのように考えるか

—武田薬品研究所の安全問題に関連して—

武田問題対策連絡会

代表 小林麻須男

連絡先 藤沢市亀井野 1371-5

2011年4月に、経済同友会代表幹事に武田薬品工業(株)長谷川閑史社長が就任されると聞き、経済界のトップリーダーとしての社会的責任を期待しております。

私達は、3年前から建設が始められた武田薬品湘南研究所の安全問題について取り組んできた藤沢・鎌倉の市民による市民団体です。ご存知のように、武田薬品工業は、去る2月19日、藤沢・鎌倉にまたがる旧アリナミン湘南工場跡地に、巨大な創薬・バイオ・遺伝子組み換え・P3・R1・動物実験研究所を完成させました。大きさは15棟の研究棟を持ち、総建築面積72700m²、総床面積310830m²という巨大なもので、日本一の研究所とされています。

私達は、これまで、武田薬品工業(株)との間で、3回にわたる住民対話集会を持ち、また排水・排気的环境アセス実施を求め公害調停を申請し、また新研究所の安全操業について安全協定案を提案するなど、様々な要請を行って来ましたが、しかし、私達市民の要請に対して、武田薬品は、参考にさせて頂く程度の受け答えで、まともな回答を行おうとしません。このような武田薬品の対応は、経済同友会が掲げる企業の社会的責任(CSR)に大きく逸脱していると言わなければなりません。

については、多くの市民・住民に多大の影響を与える武田薬品湘南研究所の安全問題について、経済同友会として、また、今月27日より経済同友会の代表幹事に就任される長谷川武田薬品社長として、どのように考えるのか、見解を明らかにして頂きたく、貴会並びに新代表幹事に下記公開質問状を提出することに致しました。ぜひ、ご検討頂き、ご回答頂きたく要請する次第です。

なお、回答期日につきましては、新代表幹事が選出される4月27日の総会後に予定されている記者会見に於いて、見解を明らかにして頂くよう、合わせて要請致します。

<公開質問事項>

①、研究所の排水・排気環境アセスを実施しない問題について

武田薬品は、今回の研究所建設に際し、排水・排気はアセスの申請を行いませんでした。研究所から汚染物は排出しないとの理由からです。しかし、武田薬品研究所は、巨大なP3・バイオ・遺伝子組み換え、RI・動物実験を行う研究所であり、そこから800万m³/hの大量の排気、4000m³/日もの大量の排水が外部に強制排出されるというのに、環境に何ら影響を与えないということがあるはずがありません。東電の原発事故が「安全神話」の上にたち、安全をおろそかにしたところに大事故発生の人的要因があると指摘されております。武田薬品のバイオ研究所も「安全神話」の下に、環境アセスさえ実施しない等と言うことが許されるべきではありません。行政が武田薬品の言い分をそのまま鵜呑みにしているという点にも問題がありますが、安全を第一にすべき企業の社会的責任として、この点をどのように考えるのか、貴会並びに新代表幹事の見解をお聞きしたい。

②、研究所排水について、武田薬品が、藤沢市と取り交わした協定を守らない問題について

藤沢市には、工場排水を公共下水道に排出しないとの協定が市と事業所との間および住民と市との間に締結され、武田薬品もその協定を結んでおりました。武田薬品は、工場排水ではなく研究所排水だからかまわないと主張しています。かつてのアリナミン工場よりも先に見たような研究所排水の方がきれいで、危険性はない等というまやかしの主張が、世間に通用するものではありません。このような詭弁を弄し、強引に行政にみとめさせ、アリナミン工場時代は自社処理していた廃水処理を強引に下水道に入れさせようとするところに武田薬品の傲慢さが見て取れます。

ちなみに、工場排水を下水道に入れないと協定は、武田薬品ばかりでなく藤沢市内のいすゞ自動車、荏原製作所、山武ハネウエル、IBMなどの50数社とも取り交わされ、これらの企業は、今も、この協定を遵守して自社処理を行っているのです。しかるに、企業のリーディングカンパニーともあろう武田薬品だけが、他の企業との足並みを乱し、市と結んだ協定を破って住民を裏切り、危険な研究所排水を下水道に流すなどということが許されることではありません。

また、武田薬品は、規定以下の濃度の排水を流すよう努力していると述べていますが、これは廃水処理施設を持ち危険物を回収して濃度を下げることかと思いきや、大量の空調排水等で薄めて濃度を下げて流しているにすぎません。排出する危険物の量は何ら変わらないのです。こうしたやり方は、武田薬品には、公害防止の原点である総量規制と言う考えが欠如しているためであると言わなければなりません。排水の自家処理施設を作り、汚染物を回収し、上澄水は出来るだけ循環再利用せよ、

というのが私達の主張ですが、この点について、貴会並びに新代表幹事の見解をお聞かせいただきたい。

③、WHOの指針にも反する、汚染排気の全量外部強制放出問題について

武田薬品研究所の屋上からは、毎時800万m³にも上る汚染排気が排出されます。1時間あたり東京ドーム6.5杯分にあたります。生化学実験、化学合成実験、動物実験などから放出される汚染排気です。武田薬品は、活性炭フィルター、HEPAフィルター等を通して人口密集地に排出しても安全だと説明しています。しかし、WHOは、危険な研究所排気は、公共施設、病院などのある場所には排出すべきではないと勧告しています。武田薬品研究所の隣接地には、徳州会の13階建の大病院が昨年建設され、また、福祉施設や学校なども沢山あります。こうした場所への危険な研究所排気の放出は、そもそも非常識極まると考えます。しかも、武田薬品の空調システムは、すべて外部への強制排出システムとなっており、研究所内には常に新鮮な空気を取り入れ、外部には汚れた空気を全量放出する仕組みになっています。これでは全館P3施設と同じです。私達は、P2以下の施設の排気は研究所内で循環再利用し、全量外部強制排出は止めるよう要求していますが、武田薬品は、これを聞き入れようとしません。「内部はクリーン、ダーティーなもの外へ」では、住民の安全は守られません。リスクを住民と共有することによって初めて、安全は保たれるものであると言わなければなりません。この点について、貴会と新代表幹事はどのように考えるのか見解をお聞かせ下さい。

④、危険なP3実験の実施問題について

行政との安全協定に、新研究所では危険なP3実験は行わない事を明記したことは、評価出来ることであります。しかし、協定の中で、「必要が生じた場合は」行政との協議により実施することがあるとしており、これでは住民の不安は払拭されません。人口密集地にあり、隣に大病院もある新研究所ではP3実験は一切行わないべきでない、というのが私達の主張です。この点について貴会並びに新代表幹事の見解をお聞きかせ頂きたい。

⑤、世界の流れに逆行する大量動物実験を主体とした創薬開発について

武田薬品研究所は、15棟の研究棟の内7棟が動物実験関連棟となっています。大規模な動物生体実験を主体とした創薬開発研究所であります。使用実験動物数は、企業機密として公表されておりませんが、従来の武田薬品の十三工場、つくば研究所の使用実験動物数の数倍の規模と推定されます。20系列の創薬研究ラインにはすべて動物実験室が設置されており、薬事法で定められた「新薬販売の安全性」を調べる準臨床試験のための動物実験と言うより、新薬開発の候補化合物選定のための大規模動物実験研究所となっています。このような大量の動物実験を中心とする

武田薬品の創薬開発は、3Rに向けて、数の削減、苦痛の低減、代替方の開発にむけて真摯に取り組んでいる世界の先進国の努力に逆行するものであるといわなければなりません。

そもそも動物実験とは、生きた動物に苦痛を与えて結果を調べる実験であり、畜産動物の扱いとは明らかに違います。生きたまま苦痛を与えるということは、動物であっても出来るだけ少なくしようというのが3Rの精神です。武田薬品の大規模動物実験中心の新薬開発は、この3R精神に逆行するものであると言わなければなりません。武田薬品は、世界の潮流に見習い、もっと3Rの精神に則り、動物実験の数を減らすよう努力すべきであると考えます。

この点について貴会並びに新代表幹事の見解をお聞きしたい。

⑥、研究所の安全操業について、一部近隣自治会とだけでなく

関係市民、専門家も入れた安全協議会の設置要求について

武田研究所の安全操業に付いての協議について、武田薬品は、その対象地域を「ご近隣の幾つかの自治会に限定して」、それ以外の地域の市民の参加を認めようとしません。つまり、武田薬品研究所の安全問題は、近隣地域だけの問題とし、それ以外の地域に及ぶ事はないと、勝手に線引きしているためです。しかし、武田薬品によるその安全線引きは、武田薬品の独断にすぎず、何の科学的根拠をもつものではありません。排水については江の島海岸にまで及び、排気については湘南地域全域におよぶものであります。しかも、近隣自治会役員は、武田薬品研究所建設計画が始まって以来、一部武田薬品OBの役員も含まれているためか、近隣の住民・市民の運動によって外部委託を余儀なくされた焼却炉の稼働についても、事前に何ら問題にすることもなく、武田薬品の言い分をそのまま認めてきた人々です。武田薬品は、稼働後の安全問題についてこのような人々とだけ話し合い、それ以外の市民は排除しようとしているのであります。これは片手落ちと言うより、都合のよい者とだけ話し合い、それ以外は排除しようと言う、卑劣な住民の分断差別政策の現れに他なりません。私達は、近隣自治会と併せて、武田薬品の排水、排気によって影響を被る広範な市民の代表並びに専門家も参加した安全協議会の設置を、隣の茅ヶ崎市に立地する神奈川県衛生研究所と同じように武田薬品に求めているものです。そうでなければ、神奈川県のアセス条例による評価書審査にあたって、県が事業者武田薬品に要求した「住民とのリスクコミュニケーション」の義務を完全には履行していないということでもあります。私達の安全協議会設置の要求に対し、貴会並びに新代表幹事が、企業の社会的責任(CSR)の精神に基づき、どのような見解を持つか、明らかにされるよう要請します。

以上